

改正 犯罪収益移転防止法

マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のため、取引時の確認方法等が一部改正されました

平成28年10月1日施行

犯罪収益移転防止法が改正され、取引時の確認方法が一部改正されました。取引時の確認にあたり、利用できる書類の主な例は以下のとおりです。取引時確認が必要なお取引の際はご協力くださいますようお願いいたします。

確認方法

1. 左記表のAの顔写真付き本人確認書類の場合、ご提示により本人確認完了となります。
2. 左記表のBの本人確認書類をご提示の場合、他の本人確認書類又は現住居の記載がある公共料金の領収書等の提示が必要となります。
3. 左記表のCの本人確認書類をご提示の場合、取引関係文書を転送不要郵便で送付し、本人特定事項の確認を行います。

法人取引時の実質的支配者確認
法人の実質的支配者について議決権あるいは実質的に支配する自然人まで遡って確認を行います。

法人の取引担当者の確認について
改正により当該法人が発行する社員証等が使えなくなり、委任状等が必要となります。また、登記事項証明書は、取引担当者が代表権を有する場合のみ使用できます。

その他の確認
1回あたりの取引金額を減少させるために、一つの取引を分割したものであることが一見して明らかなのは、一つの取引とみなして取引時確認が必要となります。顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引についても取引時確認が必要となります。

※ハイリスクの取引とは、以下に該当する取引を言います。

- 過去の契約の際に確認した顧客等または代表者等になりすましている疑いがある取引。
- 過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引。
- イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引。
- 外国の重要な公的地位にある者等との取引。

※電気、ガス、水道料金及び学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学等の入学金、授業料等の現金納付については、取引時確認が不要となります。

ご不明の場合は、当組合窓口又は担当者にお尋ねください。

【本人確認書類のご提示が必要なお取引】

- 預貯金口座の開設
- 200万円を超える大口現金取引
- 10万円を超える現金の振込み
- 金銭の貸借
- 有価証券の売買など

取引時の確認事項とその書類

確認事項	通常のお取引	ハイリスク取引
本人特定事項	A ○運転免許証、運転経歴証明書 ○個人番号カード ○旅券(パスポート) ○在留カード、特別永住者証明書 ○身体障害者手帳	通常のお取引に際して確認した書類 + 上記以外の本人確認書類
○個人 氏名 住所 生年月日	B ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○母子健康手帳 ○児童扶養手当証書	
	C ○住民票の写し ○戸籍謄本・抄本 ○印鑑登録証明書	
○法人 名称 所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書(名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの)など	
取引を行う目的	ご申告	通常のお取引と同じ
○個人 職業	ご申告	通常のお取引と同じ
○法人 事業内容	定款、登記事項証明書	
【実質的支配者】 (議決権の保有その他の手段により、当該法人を支配する自然人(すべての法人に存在))	代表者からの本人特定事項の申告	株主名簿 有価証券報告書等 + 代表者からの本人特定事項の申告
資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る)		○個人の場合 ・源泉徴収票 ・確定申告書 ・預貯金通帳等 ○法人の場合 ・貸借対照表 ・損益計算書等

※有効期限のある書類の場合は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。また、有効期限のない書類の場合は、提示または送付を受ける日の前6ヶ月以内に作成されたものに限ります。

(留意事項) 確認を行うにあたり、顧客または取引担当者の住居が本人確認書類と異なる場合には、他の本人確認書類、納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書(領収日付の押収または発行年月日の記載のあるもので、提示または送付を受ける日の前6ヶ月以内のものに限ります。)の提示または送付を受け、現在の住居を確認する必要があります。